

2016中国・四国パラ陸上競技大会「クラス説明表」

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。
区分表に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック・跳躍>

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	T11	視力がLogMar2.6(0.0025)未満。競技中は不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者除く)
	T12	視力がLogMar1.5(0.032)以上。2.6(0.0025)以下、およびまたは視野半径5度未満
	T13	視力がLogMar1.4(0.04)以上。1(0.1)以下、およびまたは視野半径20度未満
	T14	視力または視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際クラスに該当しない)
知的障害	T20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T31	重度の四肢麻痺。下肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は4から3。
	T32	痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。痙性の程度は3。
	T33	中程度四肢麻痺。良いほうの上肢がほぼ正常である三肢麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2。
(立位)	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。
	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
脳性麻痺	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	T37	歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度は3または2。
	T38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。
(立位)	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。 * 18歳未満は国際クラスに該当しない。
低身長症	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。 * 18歳未満は国際クラスに該当しない。
(立位)	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
切断 機能障害	T43	両下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または両下肢が片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T44	片下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T45	両上肢切断(両肘関節離断含む)、または片上腕最小の障害基準(MDC)が両側に該当するもの。
	T46	両前腕切断(両手関節離断含む)、片上腕切断(片ひじ関節離断含む)または片上腕最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	T47	片前腕切断(片手関節離断含む)または片前腕最小の障害基準(MDC)に準に該当するもの。
	T48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子) 頸損 脊損 切断 機能障害	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C5/6)。
	T52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している(神経機能残存レベル C7/8)。
	T53	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。
	T54	両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。(神経機能残存レベル T8~S4) 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの。(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差)
	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
聴覚障害	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

2016中国・四国パラ陸上競技大会「クラス説明表」

<フィールド>

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	視力がLogMar2.6(0.0025)未満。競技中は不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者除く)
	F12	視力がLogMar1.5(0.032)以上。2.6(0.0025)以下、およびまたは視野半径5度未満
	F13	視力がLogMar1.4(0.04)以上。1(0.1)以下、およびまたは視野半径20度未満
	F14	視力または視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際クラスに該当しない)
知的障害	F20	知的障害
(車椅子)	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は4から3。
	F32	痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
脳性麻痺	F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2である。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。非対称性の両麻痺も含まれる。
(立位)	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
脳性麻痺	F37	歩行または走可能な片麻痺。
	F38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。
(立位)	F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。 * 18歳未満は国際クラスに該当しない。
	F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。 * 18歳未満は国際クラスに該当しない。
(立位)	F 42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F 43	両下肢切断(足長の50%以上の切断を含む)、または両下肢が片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
切断	F 44	片下肢切断(足長の50%以上の切断を含む)、または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。
	F45	片側に投てき競技の両上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの。
機能障害	F46	片側に投てき競技の片上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障害のあるもの。 * 2013まではF47であったものは、2014以降はF46に変更された。
	F48	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F49	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子)	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。座位バランス不良(神経機能残存レベル C5/6)。
	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩関節は正常である。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。(神経機能残存レベル C7)。
頸損 脊損	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる(神経機能残存レベル C8)。 F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い機能を併せ持つもの。
機能障害	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~L1)。 両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。
	F56	膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L4)。
		両大腿切断(1/2以上)。下肢の筋力がほぼ1~2である不全麻痺のもの。
	F57	最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上に該当する障害をもつもの。(下肢の切断または欠損、可動域制限、筋力低下) * 2013までF58であったものは2014以降はF57に変更された。
F58	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない) * 2013まではF59であったものはF58へ変更された。	
聴覚障害	F60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること